

# 新基地建設反対名護共同センター ニュース

## 改憲は「対米追従」正当性はどこに！

平和外交こそ

積極的平和主義

五月三日(金)に浦添市のアイムユニバー  
スでだこホールで、憲法講演会がありまし  
た。主催は沖縄県憲法普及協議会、沖縄  
人権協議会、日本科学者会議沖縄支部の  
三団体でした。

午後一時半から憲法をめぐる情勢につ  
いて、憲法普及協議会の加藤裕弁護士が  
報告。続いて在沖縄ミヤンマー会長のチヨ  
チヨカイさんと同事務局長のトウヤソウ  
さんによるミヤンマーの軍事クーデター後  
の現状の報告があり、今も国軍による殺  
害や拷問などが続いているが、「日本では  
ほとんど報道されることはない」と吐露。  
母国での民主主義の回復を願う二人と連  
帯し、会場の参加者は二本指掲げ国軍への  
抗議の意思を共に示した。

「戦争と平和と希望に  
つながる抵抗の力」と題し  
ての講演は、作家の逢坂  
冬馬さんと琉球大学教授  
の山口剛史さんを聞き手  
に対話形式で行われた。

平和主義を掲げる憲法九  
条の改定議論の行く末は  
「果てしない対米追従」だ  
と指摘、米国の世界戦略に組み込まれた  
形の改憲は「自主憲法といえるのか」と問  
題提起し、一市民としてどう抵抗できる



かを問われた逢坂さ  
んは、よく足を運ぶ  
という反戦デモに触  
れ「国を超えた市民  
の連帯が、戦争を止  
める大きな力にな  
る」と呼びかけた。



## 「指示権」を導入し民意と自治を破壊する地方自治法改定

国の自治体に対する指示権を拡大する地方自治法の改定案が7日の衆議院本会議で審議入りしました。改定案は、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」(重大事態)に、個別の法律の規定がなくても、国が閣議決定を経て、自治体に必要な対応を指示できるとする特例を地方自治法に盛り込めます。

しかし、改定案は、第一に、自治事務を含む自治体のあらゆる事務に対して、それが違法に行われていなくても、個別法の根拠規定なしに、権力的に介入して指示権を行使できるとするものであって、国と地方を対等関係とする地方分権改革の流れに逆行し、憲法が保障する「地方自治の本旨」に基づく地方自治(団

体自治)を破壊するものです。

第二に、改正案によれば、この指示権は「重大事態が発生した場合」という極めて曖昧でそれだけに限定のない範囲で発動され、さらに「発生するおそれがある場合」にも行使しうるとされ、国が指示権を行使できる範囲を際限なく広げるものであり、条文上は「軍事基地強化に関して協力する措置」すら指示できる仕組みとなっています。

第三に、改正案によれば、指示権発動は、「閣議決定」のみで可能とされる。「閣議決定」は法令ではない。改正案の狙いは、国会の関与を排し、地方自治を時の内閣(政権)の意のままに、あたかも自治体を政府の下請け機関のごとく運用していこうとする点にあります。

政府が辺野古埋立で知事の権限を奪う

「代執行」強行した以上に、さらに国の権限で「指示権」もって住民と自治体の権限を奪い地方自治を国の従属下に変容させるものです。

本改定案によって侵害されるのは地方自治だけでなく、立憲主義、議会制民主主義、平和主義という憲法上の諸原理までもが侵害されることになります。

湧田 廣

(おきなわ住民自治研究所事務局長)



## 「デニー知事を支えるオール沖縄予定候補の奮闘」の投稿

四月二十九日(月)にとぐち修さんの女性のつどいが約百人の参加で開かれました。つどいには、玉城デニー知事夫人の智恵子さんも激励に駆けつけ、「知事の与党を二人でも三人でも多くしてほしい。その要のとぐち修さんを何としても勝利を！」と熱く訴え、あかみね政賢衆議院議員もお金まみれの自民党政治を終わらせようと、島根や東京、長崎で自民党とその補完勢力の維新の会が全敗したことをあげて、とぐち勝利のために頑張ろうと激励しました。

参加者からは、医療福祉の現場から見た患者さんや利用者の深刻な状況が訴えられ、教員の多忙解消のためにもせめて学力テストはやめてほしいと、先輩からの後輩たちの健康を気遣う声も出されました。また、運転免許証を返納したけれど、バスの便数が減つてとても不自由している。バスの便数を増やしてほしいと切実な利用者の声も出され、願い実現に向けて県議選挙で、とぐち修さんを勝利させ、玉城知事の与党安定多数を必ず実現しようとの女性たちの熱気あふれる集いになりました。(F.N)

